

ワンストップ特例申請のご案内

■ワンストップ特例制度の概要

ふるさと納税に関する税額控除には原則として確定申告による手続が必要ですが、一定の要件を満たす場合には、寄附先の自治体への申請により簡素な手続で税額控除を受けることができます。

下記の2つの要件を満たす方については、ワンストップ特例申請書（第55号の5様式）及び添付書類を寄附先の自治体に対して提出することで、確定申告を経ることなく、寄附翌年度における市県民税より税額控除を受けることができます。

【ワンストップ特例制度を利用できる方(①と②の要件を両方満たすことが必要です)】

①もともと確定申告をする必要のない給与所得者等であること

※確定申告をされる場合には、ワンストップ特例申請は無効となります。その場合、寄附受納証明書を添付の上、確定申告手続を行ってください。

②1年間(寄附をする年の1月から12月)の寄附先が5自治体以下であること

※6自治体以上にワンストップ特例申請書を提出した場合は、既に行ったワンストップ特例申請を含め全て無効になり、税額控除を受けるには確定申告が必要になります。

■提出書類について(申請書・番号確認書類・本人確認書類が必要です。)

ワンストップ特例申請書には、マイナンバー(個人番号)を記載いただく必要があります。

また、個人番号の記載にあたっては、なりすまし防止のために「個人番号の確認ができる書類」と「本人確認ができる書類」のコピーをワンストップ特例申請書と一緒に提出していただくことが必須になりました。ご自身のマイナンバー受け取り状況に合わせて、以下の書類をご用意ください。

①顔写真付きのマイナンバーカードを持っている場合

《必要なもの》マイナンバーカードの両面のコピーが添付書類として必要です



(表面:本人確認)

+



(裏面:番号確認)



※表面が、本人確認ができる書類

裏面が、個人番号の確認ができる書類となります。

②顔写真付きのマイナンバーカードを持っていない場合

《必要なもの》

①個人番号の確認ができる書類: マイナンバー(個人番号)通知カードのコピー 又は 住民票の写し(個人番号付) いずれか1点 が必要です

②本人確認ができる書類:

(1)顔写真付き身分証明書の場合	(2)顔写真のない身分証明書の場合
運転免許証、旅券(パスポート)その他の顔写真付きの身分証明書のコピー <u>いずれか1点</u>	健康保険の被保険者証、年金手帳、納税証明書、源泉徴収票 その他の顔写真のない身分証明書のコピー <u>いずれか2点</u>



又は



(番号確認書類の例)

+



又は



(本人確認書類の例)

■申請方法

申請をされる場合は、同封の返信用封筒に、ワンストップ特例申請書と添付書類(番号確認書類・本人確認書類)を封入し、切手を貼って益田市へご返送ください。提出〆切は、**令和6年1月10日【必着】**です。

◎ワンストップ特例申請書 提出先/問い合わせ先◎

〒698-8650 島根県益田市常盤町1番1号

益田市産業支援センター ふるさと納税担当 行

TEL (0856)31-0332 FAX (0856)22-0437 E-mail furusatokifu@city.masuda.lg.jp